

8 地域社会における生活支援などのご案内

中国残留邦人等の方々とその家族が、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、都道府県や市区町村が主体となって、身近な地域で日本語を学ぶ場や地域住民の方々と交流を深められる場の提供、といった支援を行っています。

このほか、中国残留邦人等の方々の日常生活上の相談、公共機関などのサービス利用時や医療機関受診時の通訳、就労のための相談及び健康相談などを行うため、自立支援通訳や就労相談員などを派遣し、地域において安心した生活が送れるよう支援を行っています。

◆ 主な事業

「身近な地域での日本語教育支援事業」

お住まいの周辺や地域において、日本語を学習する機会を提供するとともに、帰国者の多様なニーズに対応した学習の支援や助言を行っています。

「地域で実施する交流事業」

自治体や地域のボランティア団体などと協力して、気軽に参加できる交流事業などを行っています。

「自立支援通訳などの派遣及び巡回健康相談事業」

言葉の問題や生活習慣などの違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方に対し、

- ①日常生活上の相談や助言
- ②公的機関などのサービス利用時の通訳の派遣
- ③2世・3世への就労相談
- ④医療や健康相談

などの支援を行っています。

※お住まいの地域で実際行われている事業については、市区町村の窓口や支援・相談員にお尋ねください。